手話言語条例制定に向けた背景について

1 手話言語条例とその周辺の経緯

平成18年12月 国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択

手話が言語であることが世界的に認められる

平成23年8月 障害者基本法改正

手話が言語であることを明記

平成26年1月 障害者の権利に関する条約に日本が批准

平成28年3月 埼玉県手話言語条例制定

2 手話言語条例成立状況

34 道府県/17 区/320 市/82 町/3 村 計 456 自治体 (2022 年 7 月 11 日現在全日本ろうあ連盟)

○埼玉県(40 自治体成立)

埼玉県、朝霞市、三芳町、富士見市、三郷市、

桶川市、ふじみの市、久喜市、熊谷市、川口市、

蓮田市、秩父市、行田市、本庄市、小鹿野町、

横瀬町、長瀞町、皆野町、越谷市、上尾市、

伊奈町、川越市、八潮市、北本市、加須市、

神川町、鴻巣市、毛呂山町、東松山市、坂戸市、

吉川市、美里町、戸田市、白岡市、入間市、

深谷市、滑川町、蕨市、草加市、嵐山町